

高萩・北茨城広域事務組合職員等の旅費に関する規則

令和元年10月9日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合職員等の旅費に関する条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第22号）に基づき、職員等の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員等の旅費等)

第2条 職員等の旅費については、北茨城市職員等の旅費に関する規則（昭和32年北茨城市規則第12号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。